

〔 調 査 結 果 の 概 要 〕

1 平均年齢及び平均勤続年数（表1）【集計表第1表】

集計企業の平均年齢及び平均勤続年数を男女計で見ると、調査産業計の平均年齢は39.6歳、平均勤続年数は17.6年、製造業ではそれぞれ39.3歳、17.1年となっている。

表1 平均年齢及び平均勤続年数

産業区分・年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
調査産業計	39.6	17.6	39.9	17.9	36.8	14.4
製造業	39.3	17.1	39.4	17.2	36.6	14.4
平成22年						
調査産業計	39.6	17.1	39.9	17.4	36.7	14.1
製造業	39.2	17.1	39.4	17.2	36.0	14.0

2 平均賃金（表2）【集計表第2表】

調査産業計の平成23年6月分の所定内賃金は367.7千円、所定外賃金は62.7千円、製造業ではそれぞれ346.2千円、60.6千円となっている。

表2 所定内及び所定外賃金

産業区分・年	所定内賃金				所定外賃金		
	男女計	男	女	格差 (男=100)	男女計	男	女
調査産業計	367.7	383.8	287.3	74.9	62.7	65.2	32.0
製造業	346.2	357.6	278.3	77.8	60.6	63.5	29.1
平成22年							
調査産業計	366.3	380.7	284.9	74.8	60.2	59.8	29.7
製造業	343.2	356.3	276.6	77.6	57.1	57.0	26.4

3 賃金構成比（表3）【集計表第3表】

調査産業計の平成23年6月分の所定内賃金を構成する各賃金の構成比をみると、基本給91.0%、奨励給0.5%、職務関連手当2.8%、生活関連手当5.4%、その他の手当0.3%となっている。基本給のうち、年齢・勤続給が6.8%、職務・能力給が37.9%、業績・成果給が7.1%、総合判断が39.1%となっている。

製造業では基本給92.2%、奨励給0.1%、職務関連手当2.9%、生活関連手当4.5%、その他の手当0.3%となっている。

表3 所定内賃金計を100とした賃金構成比

産業区分・年	(%)				
	基本給	奨励給	職務関連手当	生活関連手当	その他の手当
調査産業計	91.0	0.5	2.8	5.4	0.3
製造業	92.2	0.1	2.9	4.5	0.3
平成22年 調査産業計	89.4	1.6	2.8	5.9	0.3
製造業	91.4	0.1	3.3	4.9	0.3

4 役付手当制度（本社・本店に限る）（表4）【集計表第4表】

役付手当制度を採用している企業は、調査産業計では105社（集計企業214社の49.1%）となっており、採用していない109社のうち、役付の場合に基本給で差を設けている企業は50社となっている。製造業で制度を採用している企業は66社（同137社の48.2%）となっており、採用していない71社のうち、役付の場合に基本給で差を設けている企業は31社となっている。

調査産業計で役職別に手当を定額支給している企業の額をみると、「部長級」68.3千円、「次長級」69.7千円、「課長級」43.1千円、「課長代理・補佐級」41.4千円、「係長級」20.3千円となっている。製造業では「部長級」68.5千円、「次長級」70.6千円、「課長級」43.6千円、「課長代理・補佐級」39.2千円、「係長級」18.5千円となっている。

表4 役職別役付手当額（定額支給）

(社、千円)

産業区分・年	制度を採用している企業	役付手当額					制度を採用していない企業
		部長級	次長級	課長級	課長代理・補佐級	係長級	
調査産業計	105	68.3	69.7	43.1	41.4	20.3	109
製造業	66	68.5	70.6	43.6	39.2	18.5	71
前回平成19年 調査産業計	110	82.7	76.4	56.3	39.3	—	127
製造業	68	77.7	76.1	54.3	30.3	—	89

(注)1 役職者と同一資格の非役職者に対しても役職者と同額を支給するような資格手当は含めていない。
2 係長級については平成19年は調査をしていない。

5 通勤手当制度（表5、表6）【集計表第5表】

新幹線以外の通勤手当制度を採用している企業は調査産業計では208社（集計企業214社の97.2%）となっている。製造業は135社（同137社の98.5%）となっている。

調査産業計で支給額や通勤距離などの最高支給限度を定めている企業は75社となっており、最高支給限度額の平均についてみると、公共交通機関を利用する場合が89.5千円、自家用車等を利用する場合が36.2千円となっている。製造業では最高支給限度を定めている企業は55社となっており、限度額の平均はそれぞれ83.1千円、36.1千円となっている。

新幹線通勤制度を採用している企業は調査産業計では123社で、集計企業214社の57.5%となっている。製造業は88社で同137社のうちの64.2%となっている。

調査産業計で最高支給限度を定めている企業は77社となっており、限度額の平均は99.8千円となっている。製造業では60社となっており、限度額の平均は88.6千円となっている。

表5 通勤手当制度（新幹線以外）

（社、千円）

産業区分・年	制度を採用している企業	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額		制度を採用していない企業
			公共交通機関	交通用具	
調査産業計	208	75	89.5	36.2	6
製造業	135	55	83.1	36.1	2
前回 平成19年					
調査産業計	243	86	80.9	39.5	3
製造業	163	64	88.2	43.4	—

（注） 制度を採用する企業には定期券等の現物支給を行っている企業も含む。

表6 新幹線通勤手当制度

（社、千円）

産業区分・年	制度を採用している企業	最高支給限度を定めている企業	最高支給限度額	制度を採用していない企業
調査産業計	123	77	99.8	91
製造業	88	60	88.6	49
前回 平成19年				
調査産業計	142	81	80.2	95
製造業	101	62	83.2	58

6 交替手当制度（表7）【集計表第6表】

交替手当制度を採用している企業は調査産業計では143社（集計企業214社の66.8%）となっている。製造業は116社（同137社の84.7%）となっている。

調査産業計で「二交替制」の手当額をみると、「直別日額制」（勤務する直別（時間帯別）に1回当たりの支給額を決める制度）の1直は2,010円、2直は2,065円、「一律日額制」（直別に関係なく勤務1回に対して手当を払う制度）は2,751円、「月額制」（1か月間、交替勤務に従事することに対して手当を払う制度）は18,500円となっている。製造業は「直別日額制」の1直1,788円、2直2,095円、「一律日額制」2,496円、「月額制」18,527円となっている。

調査産業計の「三交替制」は、「直別日額制」の1直897円、2直1,069円、3直1,632円、「一律日額制」2,833円、「月額制」18,190円となっている。製造業では「直別日額制」の1直831円、2直1,073円、3直1,633円、「一律日額制」3,180円、「月額制」18,105円となっている。

表7 交替手当制度

（社、円）

産業区分・年	制度あり	二交替制				三交替制				制度なし	
		直別日額制		一律日額	月額	直別日額制			一律日額		
		1直	2直			1直	2直	3直			
調査産業計	143	2,010	2,065	2,751	18,500	897	1,069	1,632	2,833	18,190	71
製造業	116	1,788	2,095	2,496	18,527	831	1,073	1,633	3,180	18,105	21
前回 平成19年											
製造業	134	—	—	—	—	—	—	—	—	—	26

（注） 前回調査は製造業のみ行い、二交替制の調査は行っておらず、三交替制は手当額の調査方法が今回とは異なるため手当額を表示することはできない

7 平成 23 年春闘における賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況(表 8)

【集計表第 8 表】

平成 23 年の春闘では、労働組合から賃金に関する要求があったのは調査産業計では 140 社(集計企業 210 社の 66.7%)で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」が 51 社(要求があった企業 140 社の 36.4%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」が 111 社(同 79.3%)となっている。要求方式は平均賃上げ方式が 80 社(同 57.1%)、個別賃上げ方式が 32 社(同 22.9%)である。要求額と要求率は、平均賃上げ方式が 6,003 円で 2.04%、個別賃上げ方式が 5,905 円で 1.89%となっている。

製造業では 97 社(集計企業 134 社の 72.4%)で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」が 28 社(要求があった企業 97 社の 28.9%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」が 85 社(同 87.6%)となっている。要求方式は平均賃上げ方式が 55 社(同 56.7%)、個別賃上げ方式が 24 社(同 24.7%)である。要求額と要求率は、平均賃上げ方式が 5,908 円で 2.01%、個別賃上げ方式が 5,446 円で 1.74%となっている。

要求があった企業のうち交渉が妥結したのは、調査産業計では 134 社(要求があった企業 140 社の 95.7%)で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」が 13 社(妥結企業 134 社の 9.7%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」が 124 社(同 92.5%)となっている。妥結額と妥結率は、平均賃上げ方式が 5,922 円で 1.89%、個別方式が 5,495 円で 1.83 %となっている。

製造業で交渉が妥結したのは 94 社(要求があった企業 97 社の 96.9%)で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」が 11 社(妥結企業 94 社の 11.7%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」は 86 社(同 91.5%)となっている。妥結額と妥結率は、平均賃上げ方式が 5,735 円で 1.92%、個別方式が 5,905 円で 1.86 %となっている。

表 8 平成 23 年春闘 賃金に関する要求の有無・内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

産業区分・ 年 集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	平均賃上げ方式	個別賃上げ方式	その他	
調査産業計 210 社 (100.0)	140 (66.7) 〈100.0〉 《100.0》	51 (36.4)	111 (79.3)	12 (8.6)	80 (57.1)	32 (22.9)	35 (25.0)	70 (33.3)
製造業 134 社 (100.0)	97 (72.4) 〈100.0〉 《100.0》	28 (28.9)	85 (87.6)	7 (7.2)	55 (56.7)	24 (24.7)	24 (24.7)	37 (27.6)
平成 22 年 調査産業計 224 社	150	52	112	10	84	36	31	74
製造業 142 社	97	26	82	8	55	28	19	45

産業区分・年	要求あり (再掲)	妥結あり	妥結内容 (複数回答)			妥結なし
			賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給	その他	
調査産業計	140 <100.0>	134 <95.7> 《100.0》	13 <9.7> 《11.7》	124 <92.5> 《92.5》	16 <11.9> 《11.9》	6 <4.3>
製造業	97 <100.0>	94 <96.9> 《100.0》	11 <11.7> 《11.7》	86 <91.5> 《91.5》	9 <9.6> 《9.6》	3 <3.1>
平成22年 調査産業計	150	145	17	118	17	3
製造業	97	94	9	83	8	2

(注) 〈 〉及び《 》内の構成比は、複数回答や無回答の企業が存在するため、合計が必ずしも100にならない。

8 賃金改定の状況 (表9、表10) 【集計表第9表】

基本給部分の賃金表ありとする企業は調査産業計では178社(集計企業214社の83.2%)で、うち平成22年7月から23年6月までの1年間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は7社(同3.3%)で、ベースダウンの実施を内容とする改定を行った企業はない。製造業では賃金表ありとする企業は114社(同137社の83.2%)で、うち同期間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は7社(同5.1%)で、ベースダウンの実施を内容とする改定を行った企業はなかった。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、調査産業計では実施したとする企業が199社、昇給額を圧縮、昇給時期を延伸及び定期昇給を凍結したとする企業がそれぞれ3社、0社、2社であった。賃金カットを実施した企業は4社(集計企業214社の1.9%)であった。製造業では実施した企業が131社、昇給額を圧縮した企業は1社で、昇給時期を延伸及び定期昇給を凍結した企業はなかった。賃金カットを実施した企業は3社(同137社の2.2%)であった。

表9 賃金改定の状況—平成22年7月～23年6月—

(1) 基本給部分の改定

(社、%)

産業区分・年 集計社数	賃金表あり	賃金表の 改定あり	賃金表の改定なし		賃金表 なし		
			ベースアップの実施	ベースダウンの実施			
調査産業計 214社 (100.0)	178 (83.2) <100.0>	10 (4.7) <5.6>	7 (3.3) <3.9>	— (0.0) <0.0>	167 (78.0) <93.8>	36 (16.8)	
製造業 137社 (100.0)	114 (83.2) <100.0>	9 (6.6) <7.9>	7 (5.1) <6.1>	— (0.0) <0.0>	104 (75.9) <91.2>	23 (16.8)	
平成22年 調査産業計	219社	178	16	11	—	162	41
製造業	138社	115	14	10	—	101	23

(2) 定期昇給と賃金カットの実施

(社、%)

産業区分・年 集計社数	定期昇給の実施状況				産業区 分・年 集計社数	賃金カットの実施	
	前年同様の 昇給を実施	圧縮 (昇給額の一 部を削減)	延伸 (昇給時期を 遅らせた)	凍結 (定期昇給 の見送り)		実施 あり	実施 なし
調査産業計 204社 (100.0)	199 (97.5)	3 (1.5)	— (0.0)	2 (1.0)	調査産業計 214社 (100.0)	4 (1.9)	210 (98.1)
製造業 132社 (100.0)	131 (99.2)	1 (0.8)	— (0.0)	— 0.0	製造業 137社 (100.0)	3 (2.2)	134 (97.8)
平成22年 調査産業計 183社	180	—	1	2	平成22年 調査産業計 217社	14	203
製造業 125社	124	—	1	—	製造業 137社	11	126

(注) ベースアップの実施、ベースダウンの実施、定期昇給状況及び賃金カットについては無回答の企業が存在する。

平成22年7月から23年6月までの1年間の労働者一人平均の賃金改定額(率)(昇給分+ベースアップ分)をみると、調査産業計では6,138円、率で1.91%、製造業では5,801円、率で1.93%、となっている。

また「ベースアップ分」について回答した企業についてみると、調査産業計では額で75円、率で0.01%、製造業では106円、率で0.01%、となっている。

表10 賃金改定額

産業区分・年	賃金改定額(率)		うちベースアップ分	
	額	率	額	率
	円	%	円	%
調査産業計	6,138	1.91	75	0.01
製造業	5,801	1.93	106	0.01
平成22年 調査産業計	5,951	1.82	103	0.03
製造業	5,632	1.78	107	0.04

(注) 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

9 昇給制度(管理職層を除く)(表11)【集計表第7表】

昇給制度があると回答した企業は調査産業計では208社(集計企業214社の97.2%)で「査定により昇給する」のは188社(制度がある208社の90.4%)、「自動的に昇給する」のは60社(同28.8%)、「労使交渉により昇給する」のは30社(同14.4%)となっている。製造業では134社(集計企業137社の97.8%)で「査定により昇給する」のは122社(制度がある134社の91.0%)、「自動的に昇給する」のは40社(同29.9%)、「労使交渉により昇給する」のは19社(同14.2%)となっている。

昇給の間隔は、調査産業計では「1年ごと」が201社、「不定期」が6社となっている。

査定昇給について、調査産業計では「査定基準を定めた規定がある」のは178社、「特に査定基準はない」は8社となっており、「規定がある」178社のうち、査定基準を査定対象者に公開しているのは142社となっている。昇給の増減幅は「額は異なるが全員が昇給」が41社、「昇給なしや降給もありうる」が144社となっており、査定に関する苦情処理制度があるのは95社となっている。

表 11 昇給制度の有無及び内容

(社、%)

産業区分 集計社数	制度あり	昇給の方法（複数回答）				制度なし
		自動的に昇給	査定により昇給	労使交渉により昇給	その他	
調査産業計 214社 (100.0)	208 (97.2) 〈100.0〉	60 〈28.8〉	188 〈90.4〉	30 〈14.4〉	3 〈1.4〉	6 (2.8)
製造業 137社 (100.0)	134 (97.8) 〈100.0〉	40 〈29.9〉	122 〈91.0〉	19 〈14.2〉	2 〈1.5〉	3 (2.2)

(注) 昇給制度については平成22年調査では基本給についてのみ行っており、平成23年調査とは接続できない。

10 一時金支給額（表12）【集計表第10表】

平成22年年末一時金の一人平均支給額は、調査産業計では777.5千円、月収換算2.3か月分、製造業では726.3千円、月収換算2.3か月分となっている。

平成23年夏季一時金の一人平均支給額は、調査産業計では838.1千円、月収換算2.4か月分、製造業では759.9千円、月収換算2.4か月分となっている。

調査産業計で一時金への考課査定制度を導入しているのは182社（集計企業208社の87.5%）となっている。一時金額の決定要素は「一定率（額）分＋考課査定分」が149社、「考課査定分のみ」が31社となっている。「一定率（額）分＋考課査定分」の企業の一定率（額）分と考課査定分の比率の平均は、「一定率（額）分」が71.8%、「考課査定分」が28.2%となっている。

表 12 一時金支給額及び月収換算月数

(1) 年末一時金

産業区分	集計社数	支給額	月収換算
	社	千円	か月
平成 22 年年末 調査産業計	194	777.5	2.3
製造業	125	726.3	2.3
平成 21 年年末 調査産業計	167	793.6	2.3
製造業	106	698.1	2.2

(2) 夏季一時金

産業区分	集計社数	支給額	月収換算
	社	千円	か月
平成 23 年夏季 調査産業計	195	838.1	2.4
製造業	126	759.9	2.4
平成 22 年夏季 調査産業計	167	822.7	2.4
製造業	107	709.8	2.2

(注)1 「平成 22 年年末」とは平成 22 年 9 月～平成 23 年 2 月、「平成 23 年夏季」とは平成 23 年 3 月～8 月の期間をいう。その前年についても同様。

2 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

11 モデル所定内賃金（表 13、表 14、表 15）【集計表第 11-1 表、第 11-3 表、第 11-4 表】

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者の所定内賃金をいう。

「モデル所定内賃金」を男の学歴、年齢別にみると、調査産業計では、大学卒事務・技術（集計企業 169 社）と高校卒事務・技術（同 106 社）のピークは 55 歳（大学卒は勤続 33 年、扶養家族 1 人モデル、高校卒は勤続 37 年、扶養家族 1 人モデル）であり、賃金はそれぞれ 646.1 千円（同 75 社）、473.0 千円（同 74 社）となっている。高校卒生産（同 80 社）のピークは 60 歳（勤続 42 年、扶養家族 1 人モデル）で賃金は 423.1 千円（同 36 社）となっている。

製造業では、大学卒事務・技術（集計企業 108 社）と、高校卒生産（同 69 社）のピークは 55 歳（モデルは調査産業計に同じ。以下同様。）でそれぞれ 610.2 千円（同 39 社）、413.8 千円（同 49 社）で高校卒事務・技術（同 68 社）のピークは 60 歳で 445.7 千円（同 31 社）となっている。

「モデル所定内賃金（男）」について年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術 3.07 倍、高校卒事務・技術 2.45 倍、高校卒生産 2.24 倍となっている。製造業では、それぞれ 2.90 倍、2.36 倍、2.22 倍となっている。

また学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で、大学卒事務・技術を 100 として、高校卒事務・技術 91.7、高校卒生産 89.1 となっており、55 歳で高校卒事務・技術 73.2、高校卒生産 65.1 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 89.5、88.6、55 歳でそれぞれ 73.0、67.8 となっている。

表 13 モデル所定内賃金（男）

（千円）

(1) 平成 23 年

学歴・労働者の 種類・産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術 調査産業計	—	—	210.7	243.0	325.3	404.5	494.5	563.5	634.0	646.1	620.9
製造業	—	—	210.7	239.0	316.3	386.2	462.1	521.9	580.0	610.2	592.5
高校卒 事務・技術 調査産業計	165.9	179.1	193.2	233.7	278.1	326.4	367.0	415.3	447.0	473.0	472.7
製造業	164.7	175.6	188.6	238.2	273.6	321.7	362.7	404.6	431.2	445.6	445.7
高校卒 生産 調査産業計	164.6	175.2	187.8	206.9	267.0	309.3	347.9	380.1	408.2	420.6	423.1
製造業	164.1	174.3	186.7	206.2	266.4	309.1	345.3	377.0	404.1	413.8	412.0

(2) 平成 22 年

学歴・労働者の 種類・産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術 調査産業計	—	—	210.4	243.0	327.4	403.4	496.8	577.8	636.2	640.9	625.7
製造業	—	—	210.9	238.2	315.9	384.5	463.5	535.5	590.1	605.9	587.2
高校卒 事務・技術 調査産業計	166.0	178.7	192.5	217.3	277.8	328.8	374.2	424.0	457.7	481.6	480.2
製造業	164.4	175.0	188.4	211.7	274.7	323.5	365.4	406.7	437.3	446.1	447.2
高校卒 生産 調査産業計	163.3	176.4	190.4	210.6	269.1	312.1	351.9	386.9	411.0	420.9	427.1
製造業	162.9	174.4	188.1	209.8	267.8	311.4	350.3	386.8	408.9	417.6	425.1

(注)1 モデル所定内賃金は、交替手当及び通勤手当は除外したものをを用いている。

2 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 14 モデル所定内賃金の年齢間格差（男・55 歳／22 歳）

（倍）

産業区分	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	3.07	2.45	2.24
製造業	2.90	2.36	2.22
平成 22 年 調査産業計	3.05	2.50	2.21
製造業	2.87	2.37	2.22

表 15 モデル所定内賃金の学歴間格差（男・大学卒を 100 とした場合の高校卒の水準）

産業区分	事務・技術		生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	91.7	73.2	89.1	65.1
製造業	89.5	73.0	88.6	67.8
平成 22 年 調査産業計	91.5	75.1	90.5	65.7
製造業	89.3	73.6	89.2	68.9

12 実在者平均所定内賃金（表 16、表 17、表 18）【集計表第 12-1、第 12-3、第 12-4 表】

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢別にみた実在者の平均所定内賃金であり、中途入社した者も含まれる。

「実在者平均所定内賃金」を男の学歴、年齢別にみると、調査産業計では、大学卒事務・技術（集計企業 121 社）のピークは 50 歳で 585.6 千円（同 93 社）、高校卒事務・技術（同 99 社）では 60 歳で 460.1 千円（同 44 社）、高校卒生産（同 58 社）では 55 歳で 395.4 千円（同 54 社）などとなっている。製造業では、大学卒事務・技術（同 69 社）と高校卒事務・技術（同 59 社）のピークは 60 歳でそれぞれ 584.1 千円（同 29 社）、451.0 千円（同 30 社）、高校卒生産（同 48 社）では 55 歳で 390.5 千円（同 45 社）などとなっている。

「実在者平均所定内賃金（男）」について、年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術 2.83 倍、高校卒事務・技術 2.25 倍、高校卒生産 2.05 倍となっている。製造業では、それぞれ 2.61 倍、2.20 倍、2.03 倍となっている。

また学歴間格差をみると、調査産業計では大学卒の入職時である 22 歳で、大学卒事務・技術を 100 として、高校卒事務・技術 96.4、高校卒生産 93.7 となっており、55 歳では、高校卒事務・技術 76.5、高校卒生産 67.8 となっている。製造業では、22 歳でそれぞれ 92.8、92.9、55 歳でそれぞれ 78.1、72.2 となっている。

表 16 実在者平均所定内賃金（男）

（千円）

(1) 平成 23 年

学歴・労働者の種類・産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	206.2	236.6	302.9	377.8	454.7	523.0	585.6	583.6	575.8
製造業	—	—	207.1	233.7	292.3	359.1	422.5	478.8	524.2	540.9	584.1
高校卒 事務・技術											
調査産業計	162.3	184.4	198.7	222.2	270.4	319.5	340.8	387.2	432.6	446.4	460.1
製造業	163.5	177.6	192.2	209.7	250.8	289.1	334.1	360.7	390.7	422.6	451.0
高校卒 生産											
調査産業計	164.1	179.3	193.3	211.5	248.6	289.4	325.7	350.3	371.9	395.4	364.5
製造業	164.3	178.3	192.4	212.0	248.0	285.2	320.4	343.3	362.3	390.5	356.2

(2) 平成 22 年

学歴・労働者の種類・産業区分	18 歳	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術											
調査産業計	—	—	207.4	239.3	306.2	382.6	455.0	529.4	590.0	600.3	586.1
製造業	—	—	208.2	236.1	297.0	362.7	416.1	478.1	532.8	564.3	561.9
高校卒 事務・技術											
調査産業計	164.2	183.1	200.7	236.8	277.4	318.5	352.0	402.2	429.7	470.7	453.4
製造業	165.8	173.7	187.8	236.6	265.3	311.9	358.6	382.3	416.9	435.4	431.0
高校卒 生産											
調査産業計	164.1	177.8	194.2	217.0	256.8	296.4	319.5	336.0	353.2	369.4	323.7
製造業	164.0	176.2	190.9	208.4	249.8	293.7	320.5	348.2	370.6	384.8	359.9

(注)1 実在者平均所定内賃金は、交替手当及び通勤手当は除外したものをを用いている。

2 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 17 実在者平均所定内賃金の年齢間格差（男・55歳/22歳）

(倍)

産業区分	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
調査産業計	2.83	2.25	2.05
製造業	2.61	2.20	2.03
平成 22 年 調査産業計	2.89	2.35	1.90
製造業	2.71	2.32	2.02

表 18 実在者平均所定内賃金の学歴間格差（男・大学卒を 100 とした場合の高校卒の水準）

産業区分	事務・技術		生産	
	22 歳	55 歳	22 歳	55 歳
調査産業計	96.4	76.5	93.7	67.8
製造業	92.8	78.1	92.9	72.2
平成 22 年 調査産業計	96.8	78.4	93.6	61.5
製造業	90.2	77.2	91.7	68.2

13 モデラー時金（年間計）（表 19、表 20、表 21）【集計表第 13-1、第 13-3、第 13-4 表】

「モデラー時金」は、学校を卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した実在者のうち、設定されたモデル条件（「モデル所定内賃金」のモデルに同じ）に該当する者の一時金（年末及び夏季の賞与一時金等）である。

「モデラー時金」の年間計（平成 22 年年末と平成 23 年夏季の合計）を男の学歴、年齢別にみると、調査産業計では、ピークは、大学卒事務・技術（集計企業 160 社）と高校卒事務・技術（同 99 社）で 55 歳となっており、それぞれ 3,350 千円（同 71 社）、2,347 千円（同 70 社）、高校卒生産（同 75 社）で 60 歳 2,021 千円（同 34 社）などとなっている。製造業では、大学卒事務・技術（同 101 社）で 55 歳 3,490 千円（同 37 社）、高校卒事務・技術（同 62 社）と高校卒生産（同 64 社）で 60 歳となっており、それぞれ 2,291 千円（同 31 社）、1,932 千円（同 27 社）などとなっている。

「モデラー時金（男）」について、年齢間格差を 25 歳に対する 55 歳の倍率でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術 3.00 倍、高校卒事務・技術 2.40 倍、同生産 2.12 倍となっている。製造業では、それぞれ 3.09 倍、2.32 倍、2.08 倍となっている。

学歴間格差を 25 歳でみると、調査産業計では、大学卒事務・技術を 100 として、高校卒事務・技術 87.3、同生産 82.2 となっている。また、55 歳でみると、それぞれ 70.1、同生産 58.1 となっている。製造業では、25 歳ではそれぞれ 85.4、80.8、55 歳ではそれぞれ 64.2、54.4 となっている。

表 19 モデル一時金（年間計）（男）

（千円）

(1) 平成 23 年

学歴・労働者の 種類・産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術 調査産業計	—	—	1,118	1,517	1,937	2,455	2,923	3,230	3,350	3,160
製造業	—	—	1,131	1,511	1,921	2,449	2,969	3,271	3,490	3,462
高校卒 事務・技術 調査産業計	784	844	976	1,239	1,481	1,701	2,004	2,163	2,347	2,303
製造業	790	852	966	1,243	1,490	1,709	1,989	2,150	2,242	2,291
高校卒 生産 調査産業計	736	810	919	1,140	1,353	1,538	1,717	1,880	1,946	2,021
製造業	729	801	914	1,134	1,339	1,515	1,694	1,848	1,898	1,932

(2) 平成 22 年

学歴・労働者の 種類・産業区分	20 歳	22 歳	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳
大学卒 事務・技術 調査産業計	—	—	1,079	1,489	1,888	2,462	2,868	3,179	3,207	2,895
製造業	—	—	1,065	1,443	1,812	2,356	2,737	3,016	3,243	2,935
高校卒 事務・技術 調査産業計	767	847	960	1,217	1,473	1,709	1,958	2,115	2,300	2,311
製造業	745	828	942	1,208	1,470	1,675	1,878	2,035	2,125	2,118
高校卒 生産 調査産業計	758	796	898	1,103	1,301	1,516	1,680	1,799	1,835	1,853
製造業	748	785	886	1,088	1,288	1,502	1,662	1,772	1,802	1,801

(注) 年齢ごとに回答企業数に異同があり、集計社数がそれぞれ異なる。

表 20 モデル一時金の年齢間格差（男・55 歳／25 歳）

（倍）

産業区分	大学卒	高校卒	
	事務・技術	事務・技術	生産
調査産業計	3.00	2.40	2.12
製造業	3.09	2.32	2.08
平成 22 年 調査産業計	2.97	2.40	2.04
製造業	3.05	2.26	2.03

表 21 モデル一時金の学歴間格差（男・大学卒を 100 とした場合の高校卒の水準）

産業区分	事務・技術		生産	
	25 歳	55 歳	25 歳	55 歳
調査産業計	87.3	70.1	82.2	58.1
製造業	85.4	64.2	80.8	54.4
平成 22 年 調査産業計	89.0	71.7	83.2	57.2
製造業	88.5	65.5	83.2	55.6

(参 考) 主要結果時系列

主な集計結果について、時系列表をとりまとめた。なお、() 内は本文の表番号である。

平均年齢及び平均勤続年数の推移 (表 1)

年	男女計		男		女	
	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数	平均年齢	平均勤続年数
平成 19 年	39.9	18.0	40.3	18.4	36.1	14.6
20	39.7	17.9	40.2	18.5	36.2	14.4
21	39.5	17.5	39.6	17.9	35.5	13.7
22	39.6	17.1	39.9	17.4	36.7	14.1
23	39.6	17.6	39.9	17.9	36.8	14.4

所定内賃金の推移 (表 2)

年	男女計		男		女		格差 (男=100)
	千円	対前年比	千円	対前年比	千円	対前年比	
平成 19 年	371.7	▲1.5	387.5	▲1.7	280.4	0.9	72.4
20	377.0	1.4	393.7	1.6	285.4	1.8	72.5
21	370.8	▲1.6	388.7	▲1.3	285.4	0.0	73.4
22	366.3	▲1.2	380.7	▲2.1	284.9	▲0.2	74.8
23	367.7	0.4	383.8	0.8	287.3	0.8	74.9

所定外賃金の推移 (表 2)

年	男女計		男		女	
	千円	対前年比	千円	対前年比	千円	対前年比
平成 19 年	71.9	3.5	72.3	▲1.5	36.2	2.0
20	69.2	▲3.8	71.6	▲1.0	36.2	0.0
21	52.2	▲24.6	52.5	▲26.7	27.5	▲24.0
22	60.2	15.3	59.8	13.9	29.7	8.0
23	62.7	4.2	65.2	9.0	32.0	7.7

賃金改定額の推移（表 10）

年	賃金改定額(率)			
			うちベースアップ分	
	額	率	額	率
	円	%	円	%
平成 19 年	5,947	1.77	192	0.04
20	6,149	1.83	479	0.13
21	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01

(注)1 「うちベースアップ分」は賃金改定額(率)の内数として回答できる場合にのみ回答を得ている。

一時金支給額の推移（表 12）

年	年末			夏季			年間計		
	額	対前年 比	月収 換算	額	対前年 比	月収 換算	額	対前年 比	月収 換算
	千円	%	か月	千円	%	か月	千円	%	か月
平成 19 年	865.3	4.2	2.5	881.9	▲1.8	2.6	1,747.2	1.1	5.1
20	870.8	0.6	2.5	915.3	3.8	2.6	1,786.1	2.2	5.1
21	793.6	▲8.9	2.3	813.8	▲11.1	2.3	1,607.4	▲10.0	4.6
22	777.5	▲2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲0.4	4.7
23	—	—	—	838.1	1.9	2.4	—	—	—

(注) 月収換算とは、一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率である。

モデル所定内賃金の年齢間格差の推移（男・55歳／22歳）（表 14）

(倍)

年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
平成 19 年	3.23	2.58	2.32
20	3.03	2.55	2.25
21	3.05	2.44	2.25
22	3.05	2.50	2.21
23	3.07	2.45	2.24

実在者平均所定内賃金の年齢間格差の推移（男・55歳／22歳）（表17）

（倍）

年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
平成 19 年	2.83	2.28	2.04
20	3.08	2.31	2.10
21	2.97	2.46	2.09
22	2.89	2.35	1.90
23	2.83	2.25	2.05

モデル一時金の年齢間格差の推移（男・55歳／25歳）（表20）

（倍）

年	大学卒 事務・技術	高校卒	
		事務・技術	生産
平成 19 年	3.01	2.50	2.27
20	2.99	2.62	2.19
21	3.06	2.43	2.14
22	2.97	2.40	2.04
23	3.00	2.40	2.12